

# 国立大学法人京都教育大学建設工事等 発注情報公表要領

平成16年4月1日 制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人京都教育大学(以下「本学」という。)において発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び設計・コンサルティング業務(建設工事の設計並びに監理業務、測量、地質調査その他のコンサルティング業務をいう。)における、工事発注情報の公表については、国立大学法人京都教育大学会計規程その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要領の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「適正化法」という。)及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 本学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(総務省・財務省・国土交通省告示第1号 平成13年3月29日)に配慮するものとする。

(政府調達に関する協定等の遵守等)

第4条 本学は、政府関係機関であることに鑑み、政府調達に関する協定(条約第23号 平成7年12月8日)及び公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について(閣議了解 平成6年1月18日)を遵守するものとし、運用においては、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について(文教施設部長通知国施第27号 平成8年7月19日)の規定を準用するものとする。

(工事における発注の見通しに関する情報の公表)

第5条 建設工事における発注の見通しに関する情報の公表に係る手続きについては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について(文教施設部長通知13文科施第5号 平成13年4月6日)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」とあるのは、「契約責任者」と読み替えるものとする。なお、公表の時期及び期間等については、契約責任者が必要と認めた場合は、同規程の一部を適用しないことができるものとする。

2 第1項に規定する準用において、一般競争及び公募型指名競争に付そうとする工事に係る情報公表を行う場合の、事前の文部科学省への送付は不要とする。

(工事における競争参加資格及び基準等に関する情報の公表)

第6条 建設工事における競争参加資格及び基準等に関する情報の公表に係る手続きについては、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(文教施設部長通知13文科施第63号 平成13年5月31日)の規定を準用するものとする。こ

の場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人京都教育大学会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人京都教育大学発注契約実施細則」と読み替えるものとし、二の規程は適用しない。

- 2 前項に規定するもののほか、公表を行う建設工事における競争参加資格及び基準等に関する事項については、国立大学法人京都教育大学建設工事施工体制確保要領第5条に定める「工事成績評定要領」及び同要領第6条に定める「工事成績評定実施規程」を含むものとする。

(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表)

第7条 建設工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表に係る手続きについては、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(文教施設部長・会計課長通知13文科施第69号 平成13年6月6日。以下「公表通知」という。)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「会計法」とあり、及び「予算決算及び会計令」とあるのは「国立大学法人京都教育大学会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「契約責任者」と、「官職」とあるのは「職名」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する公表に使用する様式については、公表通知に定める参考様式例にかかわらず、別紙によるものとする。

(工事における第三者監視機関に係る設置及び運営に関する情報の公表)

第8条 建設工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る設置及び運営に関する情報の公表に係る手続きについては、国立大学法人京都教育大学入札監視・苦情処理要領第4条の規定によるものとする。

(工事における苦情処理に関する情報の公表)

第9条 建設工事における入札及び契約に関する苦情処理の方策に関すること及び苦情処理の結果等については、国立大学法人京都教育大学建設工事入札監視・苦情処理要領第5条の規定によるものとする。

(設計・コンサルティング業務における年度発注計画等に関する情報の公表)

第10条 設計・コンサルティング業務における年度発注計画及び入札等の結果の公表については、第4条に規定する政府調達に関する協定等に従い措置するものとする。

(文部科学省情報収集・公開システムの利用)

第11条 第5条及び第7条に定める情報公表については、文部科学省の情報収集・公開システムを利用するものとする。

## 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。